

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p>第7節 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税</p> <p>(加工又は修繕用貨物の輸出の手続)</p> <p>11-3 令第5条第1項((加工又は修繕用貨物の輸出の手続))に規定する加工又は修繕のため輸出する場合の手続については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 同項に規定する「加工又は修繕のため輸出するものであることを証する書類」は、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)第2条第1項第2号((輸出の承認))の規定に基づき発給された輸出承認証又は加工、修繕に関する契約書とする。</p> <p>ただし、修繕のため輸出される貨物であつて、当該契約書の提出が困難であると認められるときは、契約書以外の修繕の事実を証明し得る書類(例えば、外国の輸出者又は製造者との間の通信文書)であつても差し支えないものとする。</p> <p>加工、修繕に関する契約書等は、1通提出させ、必要な確認を行つたときは、確認印を押なつして申告者に返付する。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>第7節 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税</p> <p>(加工又は修繕用貨物の輸出の手続)</p> <p>11-3 令第5条第1項((加工又は修繕用貨物の輸出の手続))に規定する加工又は修繕のため輸出する場合の手続については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 同項に規定する「加工又は修繕のため輸出するものであることを証する書類」は、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)第2条第1項第3号((輸出の承認))の規定に基づき発給された輸出承認証又は加工、修繕に関する契約書とする。</p> <p>ただし、修繕のため輸出される貨物であつて、当該契約書の提出が困難であると認められるときは、契約書以外の修繕の事実を証明し得る書類(例えば、外国の輸出者又は製造者との間の通信文書)であつても差し支えないものとする。</p> <p>加工、修繕に関する契約書等は、1通提出させ、必要な確認を行つたときは、確認印を押なつして申告者に返付する。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>第8節 製造用原料品の減税又は免税</p> <p>(製造用原料品等の亡失又は滅却)</p> <p>13-17 輸入(減免税)の許可を受けた製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合及び滅却の場合の手続については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 上記(2)により製造用原料品等の滅却の承認を受けた申請者が承認に係る製造用原料品等を滅却するときは、原則として税関職員の立会いを要するものとする。</p> <p>なお、この場合において、法第13条第8項((製造工場の承認手数料))の規定に基づく手数料令第8条第2項((製造工場の承認手数料))の手数料は、要しないので留意する。</p> <p>(第2種製造工場の承認手数料の徴収)</p> <p>13-20 第2種承認工場の承認手数料の徴収については、次による。</p> <p>(1) 承認手数料は、製造終了届を提出する際に、手数料令第8条第2項((製造工場の承認手数料))に規定する手数料の額に相当する印紙を添付(検査を省</p>	<p>第8節 製造用原料品の減税又は免税</p> <p>(製造用原料品等の亡失又は滅却)</p> <p>13-17 輸入(減免税)の許可を受けた製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合及び滅却の場合の手続については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 上記(2)により製造用原料品等の滅却の承認を受けた申請者が承認に係る製造用原料品等を滅却するときは、原則として税関職員の立会いを要するものとする。</p> <p>なお、この場合において、法第13条第8項((製造工場の承認手数料))の規定に基づく手数料令第8条第1項第1号((製造工場の承認手数料))の手数料は、要しないので留意する。</p> <p>(第2種製造工場の承認手数料の徴収)</p> <p>13-20 第2種承認工場の承認手数料の徴収については、次による。</p> <p>(1) 承認手数料は、製造終了届を提出する際に、手数料令第8条第1項第1号((製造工場の承認手数料))に規定する手数料の額に相当する印紙を添付(検査を省</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p>略する場合を考慮して貼付させないこと。)させるものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) <u>同令第8条第2項に規定する承認手数料については、人数について特に法律的制限はないが、便宜税関職員1人分を徴収する。</u></p> <p>なお、同一税関職員が1回の出張において数箇所の工場(同一被承認者の工場については、1箇所として取り扱うものとする。)について現場検査を行った場合であっても、各箇所ごとに税関職員1人分を徴収する。</p> <p>(4) <u>同令第8条第2項に規定する一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表第1の行政職俸給表(一)に掲げる四級の職務にある税関職員が、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の規定により支給される旅費に相当する承認手数料額は、現場検査を行う税関職員が現実に勤務している場所から計算した額とする。したがって、保税地域へ派出した税関職員を現場検査に出張させる場合には、当該税関職員が勤務している当該保税地域の所在地から計算するものとする。</u></p> <p>(5) (省略)</p>	<p>省略する場合を考慮して貼付させないこと。)させるものとする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) <u>同令第8条第1項第1号に規定する承認手数料については、人数について特に法律的制限はないが、便宜税関職員1人分を徴収する。</u></p> <p>なお、同一税関職員が1回の出張において数箇所の工場(同一被承認者の工場については、1箇所として取り扱うものとする。)について現場検査を行った場合であっても、各箇所ごとに税関職員1人分を徴収する。</p> <p>(4) <u>同令第8条第1項第1号に規定する一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表第1の行政職俸給表(一)に掲げる四級の職務にある税関職員が、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の規定により支給される旅費に相当する承認手数料額は、現場検査を行う税関職員が現実に勤務している場所から計算した額とする。したがって、保税地域へ派出した税関職員を現場検査に出張させる場合には、当該税関職員が勤務している当該保税地域の所在地から計算するものとする。</u></p> <p>(5) (同左)</p>

### 第9節 無条件免税

#### (再輸入する容器の無条件免税)

14-16 法第14条第11号((再輸入する容器の無条件免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

(1)~(7) (省略)

(8) 再輸入する容器が本邦から輸出されたものであることの確認は、原則として、当該容器の規格、材質等と輸出許可書等に記載されている規格、材質等との対査により行う。また、必要に応じ、当該容器の輸入申告数量と当該容器の輸出許可書等に記載された数量との対査確認を行うこととする。

ただし、再輸入する容器が貨物の運送のために反復して使用されるもの(以下この項において「通い容器」という。)で、輸出入状況を帳簿等により適切に管理していると認められる場合には、当該容器の納税申告の際に、輸入(納税)申告書(特例申告に係る指定貨物にあつては、輸入許可書)等に記載された規格、材質、識別表示等を次のイの(1)に掲げる資料により確認を行つて差し支えない。

なお、輸出入状況を帳簿等により適切に管理していると認められる場合は、次の要件を満たす場合とする。

イ 事前に以下の資料が提出されていること。

- (1) 通い容器の種類ごとに、規格、材質、識別表示等に係る資料(写真等)
- (2) 帳簿の様式等

### 第9節 無条件免税

#### (再輸入する容器の無条件免税)

14-16 法第14条第11号((再輸入する容器の無条件免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

(1)~(7) (同左)

(8) 再輸入する容器が本邦から輸出されたものであることの確認は、原則として、当該容器の規格、材質等と輸出許可書等に記載されている規格、材質等との対査により行う。また、必要に応じ、当該容器の輸入申告数量と当該容器の輸出許可書等に記載された数量との対査確認を行うこととする。

ただし、再輸入する容器が貨物の運送のために反復して使用されるもので、当該容器の納税申告の際に、輸入(納税)申告書(特例申告に係る指定貨物にあつては、輸入許可書。以下この項において同じ。)等に記載された規格、材質、規格ごとの数量等と、輸出許可書等に記載された規格、材質、規格ごとの数量等との対査確認が可能である場合には、これらの書類により確認を行つて差し支えない。

なお、当該容器の輸入者が、当該容器の輸出入状況を帳簿等により適切に管理していないことが明らかな場合には、輸入(納税)申告書等と輸出許可書等による対査確認が可能でないものとして取扱う。

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p>なお、当該帳簿については、<u>通い容器の種類ごとに、購入個数(国内製、外国製)廃棄個数、総個数、輸出個数、輸入個数、在庫個数を管理させ、1年ごとに提出させることとする。ただし、適当と認める場合には、必要に応じ提出させることとして差し支えない。</u></p> <p>(八) <u>通い容器が流通する全ての場所(外国を含む。)を記載した資料</u></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <u>通い容器について</u></p> <p>(1) <u>通い容器として使用する前に、現品に、他の同一の種類の容器と区別できる識別表示等を付すこと。</u></p> <p>(四) <u>外国製の容器を輸入して通い容器とする場合には、本号の規定の適用を受けずに輸入した後、使用を開始すること。</u></p>	
<p>第 12 節 特定用途免税</p> <p>(条約の規定による特定用途免税)</p> <p>15 10 法第 15 条第 1 項第 10 号((条約の規定による特定用途免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては次による。</p> <p>(1)~(4) (省略)</p> <p>(5) 令第 25 条の 4 ((帳簿等の備付け)) の規定により備え付けるべき帳簿(以下本項において「法定帳簿」という。)は、「減免税物品に関する帳簿」(P 1000)の様式によるものとし、その記載については、次による。</p> <p>なお、当該帳簿を電磁的記録(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 16 年法律第 149 号)第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」をいう。)により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成 17 年財務省令第 16 号)に定められた方法によるものとする。</p> <p>イ~ハ (省略)</p>	<p>第 12 節 特定用途免税</p> <p>(条約の規定による特定用途免税)</p> <p>15 10 法第 15 条第 1 項第 10 号((条約の規定による特定用途免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては次による。</p> <p>(1)~(4) (同左)</p> <p>(5) 令第 25 条の 4 ((帳簿等の備付け)) の規定により備え付けるべき帳簿(以下本項において「法定帳簿」という。)は、「減免税物品に関する帳簿」(P 1000)の様式によるものとし、その記載については、次による。</p>
<p>第 16 節 輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又はもどし税</p> <p>(指定製造工場の簡易手続)</p> <p>19 - 3 令第 47 条第 1 項((輸出貨物の製造用原料品の免税の範囲))の表の第 1 号から第 7 号までに掲げる輸入原料品及び同条第 2 項((輸出貨物の製造用原料品の減税の範囲))の表の各号に掲げる輸入原料品に係る製造工場に対する令第 50 条の 2 第 1 項((指定製造工場の簡易手続))の規定による製造工場の指定は、次による。</p> <p>(1)~(7) (省略)</p>	<p>第 16 節 輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又はもどし税</p> <p>(指定製造工場の簡易手続)</p> <p>19 - 3 令第 47 条第 1 項((輸出貨物の製造用原料品の免税の範囲))の表の第 1 号から第 7 号までに掲げる輸入原料品及び同条第 2 項((輸出貨物の製造用原料品の減税の範囲))の表の各号に掲げる輸入原料品に係る製造工場に対する令第 50 条の 2 第 1 項((指定製造工場の簡易手続))の規定による製造工場の指定は、次による。</p> <p>(1)~(7) (同左)</p>

新旧対照表

( 関税定率法基本通達 )

新	旧
<p>(8) 指定製造工場は、税関関係手数料令第8条第4項((製造工場の承認手数料))の規定により同条第2項の工場とみなすこととされ、また、当該指定製造工場において製造した輸出貨物に係る関税法第67条((輸出又は輸入の許可))の検査は、<u>同条第2項の検査とみなすこととされているので、留意する。</u></p> <p>(記帳義務)</p> <p>19 - 15 令第53条第4項((記帳義務に関する規定の準用))において準用する令第12条((製造用原料品に関する記帳義務))に規定する記帳については、次による。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) <u>帳簿を電磁的記録(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。)により保存する場合の取扱いは、前記13 - 23の規定に準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>第20節 軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等</p> <p>(軽減税率適用貨物の手続)</p> <p>20の2 - 1 令第58条第1項((軽減税率の適用についての手続))に規定する書面は、「軽減税率適用明細書」(T-1670)とし、2通(原本、事後確認用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税法基本通達7 - 4参照))を輸入(納税)申告書に添付して提出させる。この場合において事後確認用の処理については、前記15 - 1(標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税)の(13)の規定に準ずる。</p> <p>(軽減税率適用貨物の輸入後の手続)</p> <p>20の2 - 2 法第20条の2第1項((軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等))の規定により軽減税率の適用を受けた貨物の輸入後の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 令第59条((帳簿の備付け))に規定する帳簿については、同項各号に掲げる事項を含むものであれば、軽減税率の適用を受けた者が、当該事業場において使用する営業上の帳簿の使用を認めて差し支えない。</p> <p><u>なお、当該帳簿を電磁的記録(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。)により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則に定められた方法によるものとする。</u></p> <p>(2)～(6) (省略)</p>	<p>(8) 指定製造工場は、税関関係手数料令第8条第3項((製造工場の承認手数料))の規定により同条第1項第1号の工場とみなすこととされ、また、当該指定製造工場において製造した輸出貨物に係る関税法第67条((輸出又は輸入の許可))の検査は、<u>同条第1項第1号の検査とみなすこととされているので、留意する。</u></p> <p>(記帳義務)</p> <p>19 - 15 令第53条第4項((記帳義務に関する規定の準用))において準用する令第12条((製造用原料品に関する記帳義務))に規定する記帳については、次による。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>第20節 軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等</p> <p>(軽減税率適用貨物の手続)</p> <p>20の2 - 1 令第58条第1項((軽減税率の適用についての手続))に規定する書面は、「軽減税率適用明細書」(T-1670)とし、2通(原本、事後確認用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税法基本通達7 - 4参照))を輸入(納税)申告書に添付して提出させる。この場合において事後確認用の処理については、前記15 - 1(標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税)の(12)の規定に準ずる。</p> <p>(軽減税率適用貨物の輸入後の手続)</p> <p>20の2 - 2 法第20条の2第1項((軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等))の規定により軽減税率の適用を受けた貨物の輸入後の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 令第59条((帳簿の備付け))に規定する帳簿については、同項各号に掲げる事項を含むものであれば、軽減税率の適用を受けた者が、当該事業場において使用する営業上の帳簿の使用を認めて差し支えない。</p> <p>(2)～(6) (同左)</p>

新旧対照表

( 関税定率法基本通達 )

新	旧
<p>第 22 節 公安又は風俗を害すべき書籍等</p> <p>( 輸入禁制品の取扱い )</p> <p>21 - 1 法第 21 条第 3 項(( 公安又は風俗を害すべき書籍等の通知 )) の「関税法第 6 章に定めるところに従い輸入されようとする貨物」とは、輸入申告された貨物又は日本郵政公社から提示された郵便物をいう。</p> <p>したがって、関税法第 6 章(( 通関 )) の規定の適用をいまだ受けていない保税貨物等の中に法第 21 条第 1 項第 7 号 (( 公安又は風俗を害すべき書籍等 )) 又は第 8 号(( 児童ポルノ )) の禁制品に該当する貨物があってもその段階においては同条第 3 項の規定は適用されない。</p> <p>( 児童ポルノの取扱い )</p> <p>21 - 1 の 4 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律( 平成 11 年法律第 52 号。以下「児童ポルノ法」という。) 第 2 条第 3 項(( 定義 )) に規定する児童ポルノ( 以下「児童ポルノ」という。) の取扱いは次による。</p> <p>(1) 児童ポルノは児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描寫したものであり、性器等( 児童ポルノ法第 2 条第 2 項に規定する性器等をいう。以下同じ。) が描写されておらず、又は性器等にぼかしが施されているものであっても、児童ポルノに該当する。なお、実在する児童の姿態を描寫したものとは認められないアニメーション等は、児童ポルノに該当しない。</p> <p>(2) 児童ポルノ法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する「性交類似行為」とは、実質的にみて性交と同視し得る態様における性的な行為( 例えば、異性間における性交とその態様を同じくする状況下におけるあるいは性交を模して行われる手淫行為、口淫行為、同性愛行為等 ) をいう。</p> <p>(3) 児童ポルノ法第 2 条第 3 項第 3 号に規定する「衣服の全部又は一部を着けない」とは、社会通念上衣服と認められる物を全く着用していないか、又は衣服の一部を着用していない状態をいう。</p> <p>( 該当通知 )</p> <p>21 - 2 法第 21 条第 3 項の規定による通知は、「輸入禁制品該当通知」( T - 1700 ) ( 外国郵便物にあっては、「外国郵便物輸入禁制品該当通知書」( T - 1710 ) ) を当該貨物を輸入しようとする者に直接又は配達証明付郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律( 平成 14 年法律題 99 号 ) 第 2 条第 6 項(( 定義 )) に規定する一般信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する役務のうち配達証明付郵便に準ずるものとして税関長が認めるものをもって交付することによ</p>	<p>第 22 節 公安又は風俗を害すべき書籍等</p> <p>( 輸入禁制品の取扱い )</p> <p>21 - 1 法第 21 条(( 輸入禁制品 )) 第 3 項(( 公安又は風俗を害すべき書籍等の通知 )) の「関税法第 6 章に定めるところに従い輸入されようとする貨物」とは、輸入申告された貨物又は日本郵政公社から提示された郵便物をいう。</p> <p>したがって、関税法第 6 章(( 通関 )) の規定の適用をいまだ受けいない保税貨物等の中に同条第 1 項第 4 号 (( 公安又は風俗を害すべき書籍等 )) の禁制品に該当する貨物があってもその段階においては同条第 3 項の規定は適用されない。</p> <p>( 新設 )</p> <p>( 該当通知 )</p> <p>21 - 2 法第 21 条第 3 項の規定による通知は、「輸入禁制品該当通知」( T - 1700 ) ( 外国郵便物にあっては、「外国郵便物輸入禁制品該当通知書」( T - 1710 ) ) を当該貨物を輸入しようとするものに直接又は配達証明付郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律( 平成 14 年法律題 99 号 ) 第 2 条第 6 項(( 定義 )) に規定する一般信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する役務のうち配達証明付郵便に準ずるものとして税関長が認めるものをもって交付することによ</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p>り行う。ただし、これらによりがたい場合には、関税法基本通達2-4-1の(3)及び2の4-2の(3)による公示送達によるものとする。</p> <p>(該当物品の処理)</p> <p>21-3 法第21条第3項の規定により、通知を受けた者は、当該貨物につき次の処理をすることができる。なお、当該通知に不服がある場合は、関税法第8章の定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>関税法第45条第1項ただし書き</u>（許可を受けた者の関税の納付義務）（同法第36条第1項、<u>第41条の3</u>、第62条、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む）の規定による滅却</p> <p>(3)～(5)（省略）</p>	<p>り行う。ただし、これらによりがたい場合には、関税法基本通達2-4-1の(3)及び2の4-2の(3)による公示送達によるものとする。</p> <p>(該当物品の処理)</p> <p>21-3 法第21条第3項の規定により、通知を受けた者は、当該貨物につき次の処理をすることができる。なお、当該通知に不服がある場合は、関税法第8章の定めるところによる。</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) <u>関税法第45条第1項ただし書き</u>（許可を受けた者の関税の納付義務）（同法第36条第1項、<u>第41条の2</u>、第62条、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む）の規定による滅却</p> <p>(3)～(5)（同左）</p>
<p>第23節 知的財産権侵害物品</p> <p>(用語の意義)</p> <p>21～21の5-1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 「知的財産権」 法第21条第1項第9号に掲げる特許権（特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。）実用新案権（実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。）商標権（商標権についての専用使用権を含む。以下同じ。）著作権、著作隣接権、回路配置利用権（回路配置利用権についての専用利用権を含む。以下同じ。）又は育成者権（育成者権についての専用利用権を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(2)～(12)（省略）</p> <p>(13) <u>「見本検査承認申請」 法第21条の3の2第1項（（見本検査の申請））の規定による申請をいう。</u></p> <p>(14)（省略）</p> <p>(15) <u>「農林水産大臣意見照会」 法第21条の4の2第1項（（農林水産大臣に対する意見の求め））の規定により、税関長が農林水産大臣に対し意見を求めるることをいう。</u></p> <p>(16)（省略）</p> <p>(17)（省略）</p> <p>(知的財産調査官等の事務)</p> <p>21-5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官（署所知的財産調査官（署所に設置されている知的財産調</p>	<p>第23節 知的財産権侵害物品</p> <p>(用語の意義)</p> <p>21～21の5-1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 「知的財産権」 法第21条第1項第5号に掲げる特許権（特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。）実用新案権（実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。）商標権（商標権についての専用使用権を含む。以下同じ。）著作権、著作隣接権、回路配置利用権（回路配置利用権についての専用利用権を含む。以下同じ。）又は育成者権（育成者権についての専用利用権を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(2)～(12)（同左）</p> <p>(13) 同左</p> <p>(14)（同左）</p> <p>(15)（同左）</p> <p>(知的財産調査官等の事務)</p> <p>21-5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官（署所知的財産調査官（署所に設置されている知的財産調</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
査官をいう。以下同じ。)にあっては、 <u>ハからルまでの事務に限る。)</u> イ～ニ (省略) <u>ホ</u> 見本検査承認申請に係る手続 (供託命令を含む。) <u>ヘ</u> (省略) <u>ト</u> 農林水産大臣意見照会に係る手続 <u>チ</u> (省略) <u>リ</u> (省略) <u>ヌ</u> (省略) <u>ル</u> (省略) <u>ヲ</u> (省略)	査官をいう。以下同じ。)にあっては、 <u>ハからリまでの事務に限る。)</u> イ～ニ (同左) <u>ホ</u> (同左) <u>ヘ</u> (同左) <u>ト</u> (同左) <u>チ</u> (同左) <u>リ</u> (同左) <u>ヌ</u> (同左)
(2) 総括知的財産調査官 総括知的財産調査官は、知的財産権を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからチまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供を行うものとする。 なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要があると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産専門官に協議するものとする。	(2) 総括知的財産調査官 総括知的財産調査官は、知的財産権を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからヘまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供を行うものとする。 なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要があると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産専門官に協議するものとする。
(3) 知的財産担当官 税関長は、監視部 (沖縄地区税関にあっては本関監視担当) 及び侵害品の輸入が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)の <u>ハからルまでの事務</u> を処理させる。	(3) 知的財産担当官 税関長は、監視部 (沖縄地区税関にあっては本関監視担当) 及び侵害品の輸入が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)の <u>ハからリまでの事務</u> を処理させる。
(認定手続) 21-8 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。 (1) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署 イ 認定依頼 (1) 一般輸入貨物の場合 発見部門の長 (統括審査官及びこれと同等の職位にある者。これらが設置されていない税関支署、出張所又は監視署にあっては、それぞれ支署長、出張所長又は監視署長。以下一般輸入貨物の場合について同じ。) は、侵害疑義物品について関税法基本通達 67-3-13 (税関における見本の採取)により見本を採取したうえ、速やかに知的財産調査官又は知的財産担当官に「知的財産権侵害疑義物品認定依頼書」(T 1720) (以下「認定依頼書」という。)をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼し、認定を依頼された知的財産調査官又は知的財産担当官は、下記口からニまでにより処理する。	(認定手続) 21-8 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。 (1) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署 イ 認定依頼 (1) 一般輸入貨物の場合 発見部門の長 (統括審査官及びこれと同等の職位にある者。これらが設置されていない税関支署、出張所又は監視署にあっては、それぞれ支署長、出張所長又は監視署長。以下一般輸入貨物の場合について同じ。) は、侵害疑義物品について関税法基本通達 67-3-13 (税関における見本の採取)により見本を採取したうえ、速やかに知的財産調査官又は知的財産担当官に「知的財産権侵害疑義物品認定依頼書」(T 1720) (以下「認定依頼書」という。)をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼し、認定を依頼された知的財産調査官又は知的財産担当官は、下記口からニまでにより処理する。

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p>この場合において、見本検査承認申請が見込まれる場合には、当該見本検査承認申請を承認した場合に権利者に交付することとなる見本についても採取しておくものとする。</p> <p>(ロ)及び(ハ) (省略)</p> <p>□ 輸入者等及び権利者への認定手続開始通知</p> <p>(イ)及び(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 上記の場合において、輸入者等及び権利者が証拠を出し、意見を述べることができる期限は、「認定手続開始通知書(輸入者等用)」又は「認定手続開始通知書(権利者用)」の日付の日の翌日から起算して10日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号((行政機関の休日))に掲げる日(以下「行政機関の休日」という。)の日数は算入しない。)以内とする(過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と疑義貨物が同一と認められるときはこの期限を可能な限り短縮するものとする。)ただし、育成者権に係る疑義物品のうち生鮮貨物(腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。)については、原則として、3日(行政機関の休日の日数は算入しない。)以内とする。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>二 疑義貨物に対する調査等</p> <p>(イ) 疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書(輸入者等用)」の日付の日の翌日から起算して1ヶ月以内を目途として、次により行う。</p> <p>省略</p> <p>輸入者等及び権利者から提出された証拠及び陳述のあった意見により、認定手続を行う。</p> <p>なお、上記(1)ロ(ハ)で設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長願を書面(任意の様式)により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権若しくは意匠権に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。</p> <p>及び (省略)</p> <p>(ロ)～(ニ) (省略)</p> <p>(ホ) 輸入者等と権利者の意見が対立し、かつ、認定が困難である場合には、</p>	<p>(ロ)及び(ハ) (同左)</p> <p>□ 輸入者等及び権利者への認定手続開始通知</p> <p>(イ)及び(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 上記の場合において、輸入者等及び権利者が証拠を出し、意見を述べることができる期限は、「認定手続開始通知書(輸入者等用)」又は「認定手続開始通知書(権利者用)」の日付の日の翌日から起算して10日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号((行政機関の休日))に掲げる日(以下「行政機関の休日」という。)の日数は算入しない。)以内とする。ただし、育成者権に係る疑義物品のうち生鮮貨物(腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。)については、原則として、3日(行政機関の休日の日数は算入しない。)以内とする。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>二 疑義貨物に対する調査等</p> <p>(イ) 疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書(輸入者等用)」の日付の日の翌日から起算して1ヶ月以内を目途として、次により行う。</p> <p>(同左)</p> <p>輸入者等及び権利者から提出された証拠及び陳述のあった意見により、認定手続を行う。</p> <p>なお、上記(1)ロ(ハ)で設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長願を書面(任意の様式)により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。</p> <p>及び (同左)</p> <p>(ロ)～(ニ) (同左)</p> <p>(ホ) 輸入者等と権利者の意見が対立し、かつ、認定が困難である場合には、</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p>意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p><u>この場合において、総括知的財産調査官は、必要に応じ、弁護士、弁理士等の専門的な知見を有する者や技術的な判断が可能である機関を活用するものとする。</u></p> <p>(^) (省略)</p> <p>ホ (省略)</p> <p>(2) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税関官署</p> <p>イ 一般輸入貨物の場合</p> <p>発見部門の長は、侵害疑義物品について関税法基本通達 67 - 3 - 13 により見本(見本検査承認申請が見込まれる場合における見本を含む。)を採取したうえ、上記(1)の口からホまでにより処理する。</p> <p>ロ及びハ (省略)</p> <p>(3) 裁判外紛争解決手続の活用</p> <p>イ 認定手続の当事者である権利者及び輸入者等が合意のうえ、当該認定手続に係る疑義貨物について裁判外紛争解決手続(訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。)を活用して紛争を解決することを希望する場合は、当該裁判外紛争解決手続の結果を踏まえ認定を行ふこととして差し支えない。この場合においては、「裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請書」(T-1833)3部(原本、権利者及び輸入者等交付用)を提出させるものとする。</p> <p>ロ 当該裁判外紛争解決手続が終了したときは、権利者又は輸入者等からその結果を証する書類を提出させるものとする。この場合において、当該書類の内容により侵害の該否を認定することが困難である場合には、権利者及び輸入者等に対し5日(行政機関の休日の日数は算入しない。)以内に限り証拠、意見の提出を認める。</p> <p>ハ なお、裁判外紛争解決手続により解決する場合であっても、通関解放までの期限が延長されるものではないことに留意する。</p> <p>(輸入者等による自発的処理の取扱い)</p> <p>21-9 輸入者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入者等は疑義貨物又は侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。</p> <p>イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(II) 関税法第45条第1項ただし書(許可を受けた者の関税の納付義務の免除)(同法第36条第1項、第41条の3、第62条、第62条の7及び第</p>	<p>意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>(^) (同左)</p> <p>ホ (同左)</p> <p>(2) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税関官署</p> <p>イ 一般輸入貨物の場合</p> <p>発見部門の長は、侵害疑義物品について関税法基本通達 67 - 3 - 13 により見本を採取したうえ、上記(1)の口からホまでにより処理する。</p> <p>ロ及びハ (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(輸入者等による自発的処理の取扱い)</p> <p>21-9 輸入者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入者等は疑義貨物又は侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。</p> <p>イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(II) 関税法第45条第1項ただし書(許可を受けた者の関税の納付義務の免除)(同法第36条第1項、第41条の2、第62条、第62条の7及び</p>

## 新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p>62条の15において準用する場合を含む。)の規定による滅却</p> <p>(Ⅺ)～(Ⅹ) (省略)</p> <p>□ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(輸入者等による自発的処理の取扱い)</p> <p>21-12 侵害物品について輸入者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第21条第2項の規定により、当該物品を没収する。</p> <p>なお、没収又は積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>没収又は積戻命令の手続は次によるものとする。</p> <p>イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合</p> <p>(イ) 没収の場合</p> <p>発見部門の長は、輸入者に対して「<u>関税定率法第21条第1項第9号該当物品没収通知書</u>」(T-1850)(以下「没収通知書」という。)を交付する。</p> <p>(ロ) 積戻命令の場合</p> <p>発見部門の長は、輸入者に対して「<u>関税定率法第21条第1項第9号該当物品積戻命令書</u>」(T-1860)を交付する。</p> <p>□ (省略)</p> <p>(輸入差止申立実績の公表)</p> <p>21-13 侵害物品等に係る輸入差止実績の公表及びその取扱は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 各税關においては、輸入差止実績について照会があった場合、上記(1)の範囲の実績並びに各税關の権利別、品目別、仕出国別の件数及び点数の実績について回答して差し支えない。</p> <p>(輸入差止申立ての取扱い)</p> <p>21の2-1 輸入差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入差止申立ての手続</p> <p>輸入差止申立てをしようとする権利者には、「<u>輸入差止申立書</u>」(T-1870)及び所要の添付資料等を次により提出させることにより行わせるものとする。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 添付書類等</p>	<p>第62条の15において準用する場合を含む。)の規定による滅却</p> <p>(Ⅺ)～(Ⅹ) (同左)</p> <p>□ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(輸入者等による自発的処理の取扱い)</p> <p>21-12 侵害物品について輸入者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第21条第2項の規定により、当該物品を没収する。</p> <p>なお、没収又は積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>没収又は積戻命令の手続は次によるものとする。</p> <p>イ 一般輸入貨物及び旅具通關扱貨物の場合</p> <p>(イ) 没収の場合</p> <p>発見部門の長は、輸入者に対して「<u>関税定率法第21条第1項第5号該当物品没収通知書</u>」(T-1850)(以下「没収通知書」という。)を交付する。</p> <p>(ロ) 積戻命令の場合</p> <p>発見部門の長は、輸入者に対して「<u>関税定率法第21条第1項第5号該当物品積戻命令書</u>」(T-1860)を交付する。</p> <p>□ (同左)</p> <p>(輸入差止申立実績の公表)</p> <p>21-13 侵害物品等に係る輸入差止実績の公表及びその取扱は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 各税關においては、輸入差止実績について照会があった場合、上記(1)の範囲内であれば回答して差し支えない。</p> <p>(輸入差止申立ての取扱い)</p> <p>21の2-1 輸入差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入差止申立ての手続</p> <p>輸入差止申立てをしようとする権利者には、「<u>輸入差止申立書</u>」(T-1870)及び所要の添付資料等を次により提出させることにより行わせるものとする。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 添付書類等</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p>(1) 添付が必要な書類等 (省略) 侵害の事実を疎明するための資料等 輸入差止申立てに係る真正商品とその侵害物品を識別することができるサンプル、写真、カタログ、図解したものその他の識別方法等</p> <p>A 特許又は実用新案権を侵害する物品については、次の資料を添付させることとする。</p> <p>a 当該物品が権利の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の(a)から(d)までの事項を記載したもの(当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、判定書又は弁護士等(弁護士又は弁理士をいう。以下この節において同じ。)が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。)(a) (省略)</p> <p>(b) 侵害物品の技術的構成を上記(a)の記載と対応させた、侵害物品の具体的態様を特定(例えば、上記(a)の構成要件が「半径10~15cmの円形」であるとき、侵害物品の形が円形であること及びその半径(半径10~15cmの円形)を特定する。)して記載した書類。</p> <p>(c)及び(d) (省略) B~D (省略)</p>	<p>(1) 添付が必要な書類等 (同左) 侵害の事実を疎明するための資料等 輸入差止申立てに係る真正商品とその侵害物品を識別することができるサンプル、写真、カタログ、図解したものその他の識別方法等</p> <p>A 特許又は実用新案権を侵害する物品については、次の資料を添付させることとする。</p> <p>a 当該物品が権利の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の(a)から(d)までの事項を記載したもの(当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、判定書又は弁護士等(弁護士又は弁理士をいう。以下この節において同じ。)が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。)(a) (省略)</p> <p>(b) 侵害物品の技術的構成を上記(a)の記載と対応させた、侵害物品の具体的態様の特定(例えば、上記(a)の構成要件が「半径10~15cmの円形」であるとき、侵害物品の形が円形であること及びその半径(半径10~15cmの円形)を特定する。)して記載した書類。</p> <p>(c)及び(d) 同左 B~D (同左)</p>
<p>(2) 輸入差止申立ての審査 イ~ハ (省略)</p> <p>二 輸入差止申立ての審査に際しては、侵害の態様等から、認定手続が執られた場合に見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認することとする。</p>	<p>(2) 輸入差止申立ての審査 イ~ハ (同左)</p>
<p>(3) 輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い イ 輸入差止申立てを受け付けた税関は、その内容について上記(2)により審査を行い、その審査結果(受理する場合には、その旨及び輸入差止申立てが効力を有する期間並びに認定手続が執られた場合において見本検査承認申請が見込まれる場合にはその旨を記載し、不受理とする場合には、その旨及び理由を記載する。)を添えて「輸入差止申立書」及び添付資料等を輸入差止申立てが行われている他税關の本關知的財産調査官に送付する。 なお、輸入差止申立てが効力を有する期間は、他税關が事務処理に要する日数(通常10日程度)を見込んで記載するものとする。</p>	<p>(3) 輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い イ 輸入差止申立てを受け付けた税關は、その内容について上記(2)により審査を行い、その審査結果(受理する場合には、その旨及び輸入差止申立てが効力を有する期間を記載し、不受理とする場合には、その旨及び理由を記載する。)を添えて「輸入差止申立書」及び添付資料等を輸入差止申立てが行われている他税關の本關知的財産調査官に送付する。 なお、輸入差止申立てが効力を有する期間は、他税關が事務処理に要する日数(通常10日程度)を見込んで記載するものとする。</p>
<p>ロ~ニ (省略)</p>	<p>ロ~ニ (同左)</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p>(4) ~ (8) (省略)</p> <p>(輸入差止申立てに係る供託等)</p> <p>21の3-1 法第21条の3(申立てに係る供託等)の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>二 供託命令の手続</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官(これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。(2)から(9)まで並びに後記21の3の2-1(見本検査承認申請書等)及び21の3の2-3(見本検査に係る供託等)から21の3の2-5(見本の返還等)までにおいて「知的財産調査官等」という。)は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長(収納課長が配置されていない官署にあっては、その職務を行なう者。以下「収納課長等」という。)に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>この場合において、署所知的財産担当官又は知的財産担当官(これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長)が供託命令を行なった場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行なった旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。</p> <p>なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、口頭により申立人に対して供託命令を行い(併せてFAX等による当該命令の内容の通知を行うように努めることとする。)当該命令に従う意思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続を取りやめて差し支えない(法第21条の3第11項の通知を行うことに留意する。)この場合において、上記の口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書」(T-1945)正副2部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名のうえ押印又は署名したものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。</p> <p>(2) ~ (5) (省略)</p> <p>(6) 有価証券の換価</p> <p>イ 輸入者等から権利実行の申立てがあり、収納課長等が供託された有価証券を換価する場合には、供託規則(昭和34年法務省令第2号)第26号書式により作成した供託有価証券払渡請求書2部に、供託書正本を添付して、供託所に提出する。</p> <p>(7) ~ (9) (省略)</p>	<p>(4) ~ (8) (同左)</p> <p>(輸入差止申立てに係る供託等)</p> <p>21の3-1 法第21条の3(申立てに係る供託等)の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>二 供託命令の手続</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官(これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。(2)から(9)までにおいて「知的財産調査官等」という。)は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長(収納課長が配置されていない官署にあっては、その職務を行なう者。以下「収納課長等」という。)に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>この場合において、署所知的財産担当官又は知的財産担当官(これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長)が供託命令を行なった場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行なった旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。</p> <p>なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、口頭により申立人に対して供託命令を行い(併せてFAX等による当該命令の内容の通知を行うように努めることとする。)当該命令に従う意思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続を取りやめて差し支えない(法第21条の3第11項の通知を行うことに留意する。)この場合において、上記の口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書」(T-1945)正副2部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名のうえ押印又は署名したものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。</p> <p>(2) ~ (5) (同左)</p> <p>(6) 有価証券の換価</p> <p>イ 輸入者等から権利実行の申立てがあり、収納課長等が供託された有価証券を換価する場合には、供託規則第26号書式により作成した供託有価証券払渡請求書2部に、供託書正本を添付して、供託所に提出する。</p> <p>(7) ~ (9) (同左)</p>

新旧対照表

( 関税定率法基本通達 )

新	旧
<p><u>(見本検査承認申請等)</u></p> <p>21の3の2-1 見本検査承認申請に係る取扱いは次による。</p> <p>(1) <u>見本検査承認申請をしようとする権利者(以下「申請者」という。)には、「見本検査承認申請書」(T-2051)(2部。原本、交付用)に、「認定手続開始通知書(権利者用)」の写しを添付して、当該認定手続に係る事務を処理する知的財産調査官等に提出させる。この場合において、見本の検査を第三者に委託する場合には、その委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに委託する理由を「見本検査承認申請書」の「その他参考となるべき事項」欄に記載させるとともに、委託を証する書面を添付させるものとする。</u></p> <p>(2) <u>見本検査承認申請を受けた知的財産調査官等は、「見本検査承認申請通知書」(T-2052)に「見本検査承認申請書」の写しを添付して、当該見本検査承認申請に係る疑義貨物の輸入者等に通知するとともに、原則として、「見本検査承認申請通知書」の日付の日の翌日から起算して3日(行政機関の休日の日数は算入しない。)以内に限り、当該輸入者等に意見を述べる機会を与えるものとする。この場合において、当該見本検査承認申請が承認された場合に申請者が見本を検査した後の見本の返還(原状回復が困難な場合は、検査後の状態のままでの返還)を必要とするか否かについて確認しておくものとし、返還不要であるときは、見本返還不要同意書(T-2052の別紙)を提出させるものとする。</u></p> <p>(3) <u>見本検査承認申請を承認したときは、知的財産調査官等は、「見本検査承認通知書(申請者用)」(T-2053)を申請者に、「見本検査承認通知書(輸入者等用)」(T-2054)を輸入者等に交付する。なお、見本検査承認申請を承認したときは、申請者から「見本受領書」(T-2055)を徴した上で見本を交付するものとするが、その際、当該承認に係る見本について、関税法施行令第27条ただし書(口頭による見本一時持出し許可の申請)の規定により、口頭で見本一時持出しの申請及び許可があったものとする。</u></p> <p>(4) <u>見本検査承認申請を承認しない場合は、知的財産調査官等は、総括知的財産調査官に協議するものとし、承認しなかったときは「見本検査不承認通知書(申請者用)」(T-2056)を申請者に、「見本検査不承認通知書(輸入者等用)」(T-2057)を輸入者等に交付する。</u></p> <p><u>(見本検査の承認要件)</u></p> <p>21の3の2-2 法第21条の3の2第2項((見本検査の承認要件))の規定の適用に係る取扱いは次による。</p> <p>(1) <u>法第21条の3の2第2項第1号に規定する「当該見本の検査をすることが必要であると認められること」とは、認定手続において証拠・意見を提出す</u></p>	<p>(新設)</p>
	<p>(新設)</p>

新旧対照表

( 関税定率法基本通達 )

新	旧
<p>るために、申請者において見本の分解、性能試験、分析等を行う必要がある場合であって、他の方法によれない場合をいう。したがって、例えば、法第21条の2第4項((貨物の点検))の規定による貨物の点検の範囲内で証拠・意見が提出できると認められる場合は該当しない。</p> <p>(2) 法第21条の3の2第2項第2号に規定する「輸入しようとする者の利益が不当に侵害されるおそれ」とは、例えば、疑義貨物が市場（国内又は国外）で販売等されるものではなく、かつ、当該疑義貨物に含まれる営業秘密が申請者に知られることにより、輸入者の利益が害されるおそれがある場合をいう。</p> <p>(3) 法第21条の3の2第2項第3号に規定する「当該見本が不当な目的に用いられるおそれ」とは、例えば、見本が転売されたり、申請者が法第21条第10項((秘密保持義務))の規定に違反するおそれがある場合、認定手続において争点となっている権利侵害以外の権利侵害の有無の調査を目的としていると認められる場合をいう。</p> <p>(4) 法第21条の3の2第2項第4号に規定する「運搬、保管又は検査その他当該見本の取扱いを適正に行う能力及び資力を有している」とは、見本の交付を受けた後、当該見本を返還する時まで当該見本の管理を適切に行うことができ、かつ、それまでの間の費用負担を確実に行うことができる者をいう。</p> <p>(5) 次の場合には、法第21条の3の2第2項各号に掲げる要件を充たす場合であっても、同項ただし書の規定により見本検査承認申請の承認をしないこととする。</p> <p>イ 輸入者等が自ら侵害物品であることを認めている場合等侵害物品に該当するとの認定を行うことが確実と認められる場合</p> <p>ロ 契約関係を示す証拠等により見本検査承認申請に係る疑義貨物について輸入者等が正当な権利を有することが明らかである場合等侵害物品に該当しないとの認定を行うことが確実と認められる場合</p> <p>ハ 輸入者等が前記21-9(輸入者等による自発的処理の取扱い)の規定による自発的処理を行ったことにより当該疑義貨物が輸入されないことが確実となった場合（輸入者等から自発的処理の申し出があり、当該自発的処理が遅滞なく履行されると認められる場合を含む。）</p> <p>二 見本検査に係る疑義貨物が特許権、実用新案権又は意匠権に係るものであり、見本検査承認申請が通関解放までの期限間近に行われ、かつ、見本検査承認申請から申請者が証拠・意見を提出するまでに通関解放が行われることが確実と認められる場合</p> <p>（見本検査に係る供託等）</p> <p>21の3の2-3 法第21条の3の2第5項((見本検査に係る供託等))において準</p>	<p>（新設）</p>

新旧対照表

( 関税定率法基本通達 )

新	旧
<p>用する法第 21 条の 3 (( 申立てに係る供託等 )) の規定の適用については次による。</p> <p>(1) 見本検査承認申請を承認する場合は、原則として供託命令を行うものとする。ただし、下記(3)に基づく供託額が千円程度以下と見込まれる場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 供託命令は、知的財産調査官等が「供託命令書」(T-2056)を申請者に交付して行うこととし、供託の期限は、原則として、「供託命令書」の日付の日の翌日から起算して 3 日以内とする。この場合において、当該知的財産調査官等は「供託命令書」の写しをもって、収納課長等(当該知的財産調査官等が本関知的財産調査官でない場合は本関知的財産調査官を含む。)に、供託命令を行った旨を通報する。なお、本関知的財産調査官が通報を受けたときは、その旨総括知的財産調査官に通報する。</p> <p>(3) 供託を命ずる額は、次に掲げる額を合算したものとする。この場合においては、輸入者等から事情を聴取するとともに、必要に応じ調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官に協議して決定するものとする。</p> <p>イ 申請者に交付する見本の課税価格並びに関税及び内国消費税(地方消費税を含む。)に相当する額</p> <p>ロ 当該見本が輸入できることにより輸入者等が被る逸失利益(課税価格の 20%程度を目安に算定する。)</p> <p>ハ 以上のほか、当該見本が輸入できることにより輸入者等が被るおそれのある損害の額</p> <p>(4) 前記 21 の 3-1(2)から(9)まで((4)ハを除く。)(輸入差止申立てに係る供託等)の規定は、法第 21 条の 3 の 2 第 5 項において準用する法第 21 条の 3 の規定、令第 61 条の 9 の 3 において準用する令第 61 条の 6 から第 61 条の 9 までの規定及び供託金規則第 7 条において準用する供託金規則第 1 条から第 6 条までの規定による供託等について準用する。この場合において、前記 21 の 3-1 中「申立人」とあるのは「申請者」と、前記 21 の 3-1(3)中「上記(1)ロからニまで及び(2)」とあるのは「前記 21 の 3-1(2)並びに上記(2)及び(3)」と、前記 21 の 3-1(4)ロ中「認定手続の取りやめ」及び「取りやめ」とあるのは「見本検査承認申請を不承認とすること」と、前記 21 の 3-1(5)イ(ロ)中「様式第一」とあるのは「様式第四」と、前記 21 の 3-1(5)ハ中「様式第二」とあるのは「様式第五」と読み替えるものとする。</p> <p>(見本検査の立会い)</p> <p>21の3の2-4 見本検査承認申請を承認した場合の申請者による見本の検査には、原則として、当該見本に係る認定手続を処理している知的財産調査官等が立ち会うものとするが、事務の都合等やむを得ない事情がある場合は、当該知的財産調</p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表

( 関税定率法基本通達 )

新	旧
<p><u>査官等が指定した税関職員が立ち会うものとする。なお、法第 21 条の 3 の 2 第 6 項 ((見本検査の立会い)) の規定により輸入者等が検査に立ち会う場合には、「見本検査立会い申請書」(T - 2059) を当該知的財産調査官等に提出させるものとする。この場合において、知的財産調査官等は、「見本検査立会い申請書」の写しを送付することにより申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>(見本の返還等)</u></p> <p>21 の 3 の 2 - 5 申請者による検査が行われる見本 (分析等により費消したもの) を除くものとし、分解等により原状回復が困難である場合は、検査後の状態のままの見本をいう。以下この項において同じ。) の返還等については次による。</p> <p>(1) 「見本返還不要同意書」の提出がある場合は、税関が当該見本に係る疑義貨物について侵害の該否の認定をするまでの間、当該見本を申請者に保管させるものとする。この場合において、当該疑義貨物について侵害物品に該当すると認定したときは、速やかに当該見本を税関に返還させるものとし、侵害物品に該当しないと認定したとき又は侵害の該否の認定をする前に通関解放が行われたときは、当該疑義貨物の輸入を許可した後に申請者に処分させるものとする。</p> <p>(2) 「見本返還不要同意書」の提出がない場合は、申請者による検査の終了後速やかに当該見本を税関に返還させるものとする。</p> <p>(3) 申請者が検査をする前に通関解放が行われた場合には、上記(1)又は(2)にかかわらず当該見本を速やかに税関に返還させるものとする。</p> <p><u>(特許庁長官意見照会手続)</u></p> <p>21 の 4 - 2</p> <p>(1) 特許庁長官意見照会は、「特許庁長官意見照会書」(T - 2070) に次の資料を添付し、特許庁長官に提出して行うものとする。</p> <p>A 前記 21 の 2 - 1 の(1)のハの(1)の A の a 又は C の a の資料の写し (サンプル等は、前記 21 の 4 - 1 の(2)により申立特許権者等 (法第 21 条の 4 第 1 項に規定する「申立特許権者等」) をいう。以下同じ。) に追加提出させたもの)</p> <p>B ~ E (省略)</p> <p>(2) ~ (5) (省略)</p> <p>(6) 特許庁長官意見照会を行った場合には、申立特許権者等及び輸入者等に対し、「特許庁長官意見照会実施通知書」(T - 2090) により、その旨を通知する。</p> <p>その際には必要に応じ、税関が具体的な態様を特定した資料及び申立特許権者等又は輸入者等が後記(9)において意見を述べ又は証拠を提出するために</p>	<p>(新設)</p> <p><u>(特許庁長官意見照会手続)</u></p> <p>21 の 4 - 2</p> <p>(1) 特許庁長官意見照会は、「特許庁長官意見照会書」(T - 2070) に次の資料を添付し、特許庁長官に提出して行うものとする。</p> <p>A 前記 21 の 2 - 1 の(1)のハの(1)の A の a の資料の写し (サンプル等は、前記 21 の 4 - 1 の(2)により申立特許権者等 (法第 21 条の 4 第 1 項に規定する「申立特許権者等」) をいう。以下同じ。) に追加提出させたもの)</p> <p>B ~ E (同左)</p> <p>(2) ~ (5) (同左)</p> <p>(6) 特許庁長官意見照会を行った場合には、申立特許権者等及び輸入者等に対し、「特許庁長官意見照会実施通知書」(T - 2090) により、その旨を通知する。</p>

新旧対照表

( 関税定率法基本通達 )

新	旧
<p>参考となると思われる資料を添付するものとする。</p> <p>(7) ~ (9) (省略)</p> <p>(10) 特許庁長官意見照会を行った場合で、特許庁長官の回答前に、該当認定を行った場合又は法第 21 条第 9 項若しくは第 21 条の 3 第 10 項の規定により認定手続を取りやめた場合には、遅滞なく、「特許庁長官意見照会回答不要通知書」(T - 2120) により、特許庁長官に対し、その旨を通知する。</p> <p>(農林水産大臣意見照会手続等)</p> <p>21 の 4 の 2 - 1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) <u>法第 21 条の 4 の 2 第 1 項(( 農林水産大臣に対する意見の求め ))</u> に規定する「必要があると認めるとき」とは、申立人と輸入者の主張が対立し、税関において DNA 鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合 (DNA 鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合) とする。</p> <p>(2) 農林水産大臣意見照会は、「農林水産大臣意見照会書」(T - 2132) に、農林水産大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを農林水産大臣に提出して行うものとする。この場合において、「農林水産大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、税関が行った DNA 鑑定の結果及び申立人から申立時に提出されている DNA 鑑定書の写し (DNA 鑑定を行うことが困難で外観等により判断する必要がある場合にあっては、疑義貨物及び真正品の見本、写真、図面等) 及びこれら以外の資料で輸入差止申立て時の提出資料の写し及び申立人及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、農林水産大臣意見照会に關し農林水産大臣に提出する書面及び資料は、正副 2 部とする。</p> <p>(3) 農林水産大臣意見照会を行った場合には、当該農林水産大臣意見照会に係る認定手続の当事者である育成者権者及び輸入者等に対し、「農林水産大臣意見照会実施通知書」(T - 2134) により、その旨を通知する。</p> <p>(4) 農林水産大臣意見照会に対する農林水産大臣の回答があった場合は、上記 (3) の育成者権者及び輸入者等に対し、「農林水産大臣意見照会回答通知書」(T - 2136) により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として 5 日以内に限り当該育成者権者及び輸入者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。</p> <p>(5) 農林水産大臣意見照会を行った場合において、農林水産大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第 21 条第 9 項若しくは第 21 条の 3 第 10 項(( 認定手続の取りやめ )) の規定により認定手続を取りやめたときは、農林水産大臣に対し、「農林水産大臣意見照会回答不要通知書」(T - 2138) により、遅滞なくその旨を通知する。</p>	<p>(7) ~ (9) (同左)</p> <p>(10) 特許庁長官意見照会を行った場合で、特許庁長官の回答前に、該当認定を行った場合又は法第 21 条第 7 項若しくは第 21 条の 3 第 10 項の規定により認定手続を取りやめた場合には、遅滞なく、「特許庁長官意見照会回答不要通知書」(T - 2120) により、特許庁長官に対し、その旨を通知する。</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p>(通關解放手續)</p> <p>21 の 5 - 1</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p>(5) 後記 21 の 5 - 2 の(2)のイの(二)の規定により通報を受けた供託書正本預り証の写し又は同項の(2)の口の(口)の<u>の規定</u>により通報を受けた支払保証委託契約締結届出確認書の写しにより、担保の供託等を確認したときは、速やかに、認定手続を取りやめ、輸入者等及び申立特許権者等に対して「認定手続取りやめ通知書」(T - 2170)により、その旨を通知する。この場合には、当該通知を行った旨を、遅滞なく、収納課長等に通知することとする。</p>	<p>(通關解放手續)</p> <p>21 の 5 - 1</p> <p>(1) ~ (4) (同左)</p> <p>(5) 後記 21 の 5 - 2 の(2)のイの(二)の供託書正本又は同項の(2)の口の(口)の<u>i の届出書</u>により、担保の供託等を確認したときは、速やかに、認定手続を取りやめ、輸入者等に対して「認定手続取りやめ通知書(輸入者等用)」(T - 2170)により、申立特許権者等に対して「認定手続取りやめ通知書(申立特許権者等用)」(T - 2180)により、その旨を通知する。この場合には、当該通知を行った旨を、遅滞なく、収納課長等に通知することとする。</p>